

○公述人2：大澤 輝夫

【議長】 次の公述人の予定時刻は10時55分でございますが、ご本人の了解を得ておりますので、若干早目に進行させていただきます。

それでは、次に公述人の大澤輝夫様から意見陳述、起業者への質問をしていただきますので、壇上の公述人席にご着席の上、準備願います。はじめに、何点か留意事項を申し上げます。公述人は、事業認定申請案件の範囲及び事前に提出いただいた公述申出書に記載された意見及び質問の主旨の範囲を超えた発言は行うことはできませんので、ご注意願います。現在の時刻が10時43分ですので、30分以内に意見陳述および質問を終了されるようお願いいたします。この時刻を終了されない場合には、質問の中止ということになります。

それでは、始めてください。

【大澤】 大澤輝夫と申します。朝日平和台に移り住んでから42年目を迎えております。着席して説明いたします。

朝日平和台のすばらしい住環境と住民の方々に恵まれて、ここでの生活を満喫しておりましたが、残念ながら27年前から横浜環状南線と上郷公田線計画が私たちの平安な生活を脅かしています。意見を申し上げますが、結論から申し上げますと、私は神奈川県知事が上郷公田線事業認定申請を却下するよう求めます。その理由はたくさんありますけれども、そのうち4つを選んでご説明します。いずれも朝日平和台における問題に絞りました。

1つ目の理由は、桂町トンネル計画は地盤沈下発生の確率が非常に高いが、起業者はそのリスクを一方的に住民に押しつけているということです。桂町トンネルの施工箇所は軟弱地盤を切土、盛土で宅地造成した住宅密集地であり、土被り、土被りというのは地表面からトンネル上端までの深さですが、土被りも薄く、地下水位も地表面に近く、かつ急斜面危険地帯に隣接しております。桂町トンネルが通過する近傍に盛土地域がある危険なルートであることは横浜市も2004年の朝日平和台自治会への回答で認めており、基準値を超える地盤沈下発生の確率が非常に高いと考えます。起業者は事業者説明会において、桂町トンネル掘削により地盤沈下が発生することは避けられないが、基準値以内には収めると明言しております。ここで起業者が採用している基準値は地盤沈下量25ミリと傾斜角1000分の1ラジアンというものですが、傾斜角1000分の1ラジアンではテーブルに置いたお箸や鉛筆が転がります。また、木造住宅の半数以上に亀裂が生じます。皆さん、これでオーケーと言えますか。私たちは基準値以内でも不快感、不安感を生じ、生活に支障を来すことから、地盤沈下量、傾斜角が限りなくゼロになるよう計画の見直しを求めています。起業者は工事強行の姿勢を崩していません。言うなればこのトンネル周辺は住民の生命、財産の保全が担保さ

れていない地域であり、大型トンネルの施工には全く適していません。結論として桂町トンネルにより発生するリスクを一方的に住民に押しつけることは憲法13条に規定されている公共の福祉の精神に反しますので、本道路建設に反対します。

2つ目の理由。起業者が経験したことのない危険なトンネル工事を最初から住宅密集地で実施する計画であるということです。御存じのとおり、桂町交差点と神明社との間の土被り高さは7から10メートルぐらいしかなく、トンネル直径を25メートルとすると、土被り高さをトンネル直径で割った数字D分のHは、0.28から0.4と、非常に小さいものです。これが1.5以上ないと地盤が安定しないという経験則があります。土被りの薄いこういうところにトンネルを掘るのは非常識です。トンネルを掘削する地層が関東ローム層や風土泥岩であり、また含水量は高く土被りが薄く、軟弱な地質にトンネルを掘削すれば、ナトム工法にいくら補助工法を追加しても地表面沈下を避けるのは物理的に無理ではないでしょうか。

被害事故を起こした岸谷生麦線、広島市福木トンネル、横浜市地下鉄篠原地区はいずれも土被りが薄い点が共通しており、掘削して沈下したら対応するという「出たとこ勝負」をやって失敗した例であります。2009年6月に朝日平和台自治会から横浜市に質問しました。横浜市では当地のようなローム、風土岩といった軟弱地盤の上に多数の住宅の存在する地域でトンネルを掘った経験がありますか。市の回答は、市内には上郷公田線と同じ地層であり、かつ土被りが薄く、トンネル上に住宅が存在する場所においてナトム工法で施工した例はありません、というのが回答でした。これにはびっくりしました。起業者が経験したことのない危険なトンネル工事を最初から朝日平和台という住宅密集地で実施するという無謀な桂町トンネルを絶対に認めるわけにはいきません。皆さんもそうだと思います。ゆえに本道路建設に反対します。

次は、3つ目の理由です。桂町トンネル計画は憩いの場、アジサイ広場を破壊し、良好な住環境を悪化させ、公共の不利益を発生させるということです。桂町トンネル、桂町交差点側の出口には住民が丹精を込めて育てたアジサイが咲く、通称アジサイ広場があります。ここは私たち住民のみならず、近辺の養護施設の方々や保育園の子供たちも憩いの場を求めてやってくる、野鳥のさえずりや季節の花に囲まれたすばらしい空間です。桂町トンネル計画はこの公共の憩いの場を半分に削って、アジサイ広場を破壊し、半分削った部分から自動車排気ガスによる大気汚染と交通騒音を朝日平和台住宅地にまき散らし、その住環境を破壊させ、将来にわたり私たち住民のみならず、近辺から訪れる方々に負の遺産を残す、まさに公共の不利益を実践し、発生させます。ゆえに本道路建設に反対します。

4つ目の理由、朝日平和台住宅地が住宅密集地であるにもかかわらず、住宅が点在していると事実誤認したまま間違ったルート選定をしたということです。2006年3月の事業評価監視委員会の議事録にはこういうことが指摘されています。これは住宅地

の中を通る道路であるということが非常に重要な問題だということです。田んぼや山の中を通る道路ではないのです。ここには大勢の住民が住んでいるのです。勘違いしては困ります。路線選定に関し、朝日平和台住宅の存在が住宅密集地であるにもかかわらず、住宅が点在と誤認されていることを私たち住民は2007年に市に指摘しました。しかし、今回の横浜環状南線と上郷公田線の事業認定申請書において、具体的ルート選定の見直しをせず、そのまま進められてきたことが明らかになりました。このような事実誤認に基づく無謀な道路計画が今まで申し上げた理由1、2、3で指摘した問題を発生させていると考えます。こういう間違ったルート選定に基づく上郷公田線計画は横浜環状南線計画とともに抜本的に見直すべきです。もし見直さないとすれば、国民に対する背信行為です。皆さんもそういうふうに使われると思います。

以上、知事が上郷公田線事業認定申請を却下するよう求める理由を4つ申し上げました。すなわち、理由1、桂町トンネル計画は地盤沈下発生確率が非常に高いが、起業者はそのリスクを一方向的に住民に押しつけているということ。理由2、起業者が経験したことのない危険なトンネル工事を最初から住宅密集地で実施する計画であるということ。理由3、桂町トンネル計画は憩いの場アジサイ広場を破壊し、良好な住環境を悪化させ、公共の不利益を発生させるということ。理由4、朝日平和台住宅地が住宅密集地であるにもかかわらず、住宅が点在と事実誤認したまま間違ったルート選定をしたということ。

今申し上げた4つの理由により、私は知事が上郷公田線事業認定申請を却下するよう強く求めます。

以上です。

【議長】 公述人は本日、質問を予定されておりますが、また、時間も多少余っておりますが、公述終了ということではよろしいでしょうか。

【大澤】 今のが意見の公述です。これから質問します。

【議長】 それでは、続けてください。

【大澤】 質問は地盤沈下に関連したものです。私の住む朝日平和台は南北約400メートル、東西約200メートルの丘の上に約290戸が住む自治会です。この狭い丘に公田トンネル6車線と桂町トンネル4車線、合計10車線を通すという前例のない無謀な計画であることは御存じのとおりです。公田トンネルと桂町トンネルという2つのトンネルは地下水位低下や地下水流の変化など、悪い相乗効果を生み出すことはないという起業者の見解を述べています。

しかし、地下水流のネットワーク図等がない段階で悪い相乗効果を生み出すことはないという見解をどういう根拠で出したのか、納得のいく説明をしていただきたい。これが私の質問です。

【議長】 それでは、ただ今の質問に対して、起業者からその席でご回答願います。

【起業者（建設課係長）】 ご質問にご回答します。道路局建設課の古性と申します。先ほどありました質問は、2つのトンネルの相乗効果についてということだと思います。

回答します。土木学会が発行しますトンネルの標準仕様書というのがあるのですが、そちらのほうに相互に近接するトンネルについて、近接度の区分により影響の程度を判定することと示されておりまして、近接度の区分例が示されておりまして、区分例ではトンネルの外径の約3倍以上の範囲は影響外領域、あるいは無条件範囲とされておりまして、環状南線の公田トンネルと本路線、桂町トンネルの離隔については、最も離隔のとれない部分においてもその3倍以上離れているということから、トンネルの相互の影響はないものと考えております。

【議長】 公述人、時間がまだ残っておりますけれども、質問……

【大澤】 この意見には異論があります。道路をつくるリスクというものの大きさを考えたときに、そんな学会の言っているようなことで私どもは納得することはできません。起業者が具体的な、定量的な検討もなしに、学会の言っていることがあるからそういう心配はないというのは非常に失礼な言い方です。私どもを納得させる力はありません。私たちは、地下水流のネットワーク図等により両トンネルの相乗効果を定量的に把握した上で大丈夫だということのだったらわかりますよ。それをしないで、学会が言っていることだから信じてやりました、何もやりません。それでは納得できません。

質問しますけれども、追加質問ですけど、地下水流のネットワーク図等につくれるんでしょうか。つくる能力はありますか。

【議長】 ただ今の質問について起業者側、回答を願います。

【起業者（建設課係長）】 ネットワーク図についてですが、私どもでは、ネットワーク図は、単刀直入に言ってしまえば作りません。現地では土質、それから地下水位など、私どもの設計に必要な調査を実施していきます。これらの調査結果に基づいて施工方法、それから補助工法などを決定しています。

【大澤】 今言っているのは横浜市が関与する桂町トンネルの話でしょ？ ここで議論しているのは両方ですよ。

【議長】 すみません。議長の許可を得てから質問を継続されるかどうか、お願いします。

【大澤】 質問します。再質問です。

【議長】 はい、どうぞ。

【大澤】 私どもの言っているのは桂町トンネルの問題だけじゃなくて、公田トンネルとの相乗効果の話をしているのであって、そういう点で横浜市は両方を加味した地下水流のネットワーク図をつくれますかというのが質問です。いかがでしょうか。

【議長】 ただ今の質問、2つの、桂町トンネルと公田トンネルを見据えた上での相乗効果ということで質問がありましたけれども、起業者のほう、再度、回答をお願いします。

【起業者（建設課係長）】 回答します。横浜市としましては、トンネルを設計する際に、

先ほども申し上げたのですが、必要な調査はいたします。なので、土質だとか地下水位などの調査は実施しています。これらの調査に基づいて、先ほども言いましたが、施工方法や補助工法などを決定して安全にやっていけるということにしております。

【大澤】 質問です。

【議長】 どうぞ。

【大澤】 今、2回目の質問なんですけれど、そうするとおたくは、横浜市は、桂町トンネルだけの話をしているのであって、両方がどういう関係にあって、どういう、お互いのトンネルをつくったときに地下水位の低下とか、地下水流の増減とか、2つのトンネルの間の相乗効果、これがどうなるかという検討は一切していないということですね。やれないということですか。

【議長】 起業者側のほうで2つのトンネルを踏まえての相乗効果、定量的なことも含めてということもありましたけども。

【起業者（建設課係長）】 お答えします。これも同じお答えの繰り返しになっちゃうかもしれませんが、最初の回答のほうで、我々土木学会が発行しますトンネルの標準仕様書というものに基づいてこれは設計しています。そちらに3倍以上の離隔が離れていれば無条件範囲とされていますので、そちらの検討は、トンネル相互の影響はないというふうに関心しているところではあります。

【議長】 公述人は質問を続けますか。

【大澤】 はい、続けます。

【議長】 どうぞ。

【大澤】 この2つのトンネルがお互いに悪さをして、長い間、何十年の間に悪さをして問題が起こったときのための、今は検討の話をしているのであって、私ども住民のリスクというのはそれだけ大きいんですよ。だからそういうものを検討する能力があるのであれば、なぜ検討しないのですか。それだけ横浜市もネクスコ東もリスクが減るわけですよ。こういう問題があるというのを事前にわかれば。それをわからないで、一般的な土木学会の言っていることだからということで端折るのはとんでもない間違いだと思いますけど、いかがでしょうか。

【議長】 将来のリスクも含めての検討をされているのかということをお聞きしますが、どうでしょうか。もう少し踏み込んだ形で答弁できますでしょうか。

【起業者（建設課係長）】 踏み込んだ形といいますか、先ほどから申し上げます土木学会は、トンネルをつくる際に、一般的などいいますか、全国で、日本のつくられるナトムトンネルみんながこちらの標準仕様書というものをバイブルにしながらつくっているものなので、そちらを尊重しているということをごさいます。

【大澤】 私もエンジニアの端くれですけども、仕様書というのは仕様書であって、現実の状況になってくると事情は変わってくるものなんですよ。だから、もしつくるの

が無駄というのであれば、いくらかかるか知りませんが、つくってくださいよ。無駄な道路をつくるよりもよっぽど役に立ちますよ。いかがでしょうか。

【議長】 ただ今のは要望ですか、質問でしょうか。

【大澤】 両方です。必要があるからつくるべきだと言っているわけです。

【議長】 起業者側、回答できますか。

【起業者（事業調整課長）】 横浜市道路局事業調整課長をしています中村といいます。

回答させていただきます。今、公述人の方から6車線のトンネル、4車線のトンネルについて、悪い影響があるのではないかと。それについて調査をということでお話をいただきましたので、6車線のトンネル、横浜環状南線の起業者でありますネクスコ東日本さんと、今日いただいたご意見について検討をさせていただきます。

【大澤】 ありがとうございます。こういう公聴会を合意形成の場であると私は理解しておりますので、納得のいくやり方でこういう危険な道路建設を両方で考えるということは大事だろうと思いますので、ぜひお願いします。

それからもう1つ関連質問があります。

【議長】 予定されている質問を全てやると時間を超える可能性があります、残りあと7分弱になっておりますので、その範囲でお願いします。

【大澤】 十分です。

【議長】 どうぞ。

【大澤】 これも今までいろんな場で議論して納得しない項目ですが、2つのトンネルのどちらが原因で地盤沈下が起きたか判断することは可能と考え、横浜市は一元的に補償を履行することはしないと、そういう意見でしたね。

【議長】 質問ということでよろしいですか。

【大澤】 今までそういう答えをいただいています。そうであれば、そういうことだというのを起業者とネクスコ東との間で合意はできているのか確認いただきたいです。

【議長】 ただ今の質問について、起業者、回答願います。

【起業者（建設課係長）】 今の質問の趣旨がよくわからなかったんですが、ネクスコのトンネルと横浜市のトンネルが2本ありまして、そちらのどちらの影響かわからないのだけれども、沈下とかがあった場合に、誰の責任なのかわかるのかというご質問でよろしいでしょうか。

【大澤】 そうです。それで、ネクスコとそういうことを基本的に合意されているのかということですか。

【議長】 それでは、回答願います。

【起業者（建設課係長）】 回答します。そちらの2本のトンネルのどちらの責任かという話なんです、今のところそういう話はあるということで伺っていますので、今後、ネクスコさんとお話しして、両方でトンネルを掘る間につきましてはきちんと明確に

していきたいと思っているところです。

【大澤】 要するに地盤沈下が起きた……。追加します。

【議長】 今出された質問、回答がありましたけども、あらかじめ申出書にありました質問から少し外れておりますので、あらかじめ申出書に記載された範囲の中での質問ということでお願いします。

【大澤】 これは関連質問というふうに私は理解して言っているのですが、大事なところなのでもう1回確認しますけれども、まだこれから検討するのであって、ネクスコ東と検討するのであって、まだ合意に達したものじゃないということですね。したがって協定書もないということですね。

【議長】 それは質問ということでよろしいですか。

【大澤】 質問です。

【議長】 それでは、回答願います。

【起業者（建設課係長）】 そういった被害に関する取り決めはございません。今後、やっていくつもりです。

【議長】 続けてください。

【大澤】 そういう合意に達していないものに対して横浜市はなぜこういうことを公表したのですか。

【議長】 ただ今の質問、回答できますか。質問の内容が把握できないということでもよろしいですか。

【大澤】 要するに、先ほどのお答えの中で、地下水流のネットワーク等をつくって検討するかどうかをネクスコ東とこれから協議するという話が1つですね。

それから2つ目は、地盤沈下が起きたときに、これはどっちが責任を持つのか、その基準は何なのかということがまだ決まっていないのに、横浜市はそれを判断できるのだから横浜市が一元的に補償を履行するつもりはないと言っているわけですよね。

何も決まっていないということがこの場で判明されたんじゃないでしょうか。要するにネクスコ東と話ができていないということですね。

【議長】 質問でしょうか。

【大澤】 質問です。

【議長】 それでは、今の時点でネクスコとの打ち合わせができていないでしょうかと。質問の要旨からは外れておりますが、答弁可能であればお願いします。

【起業者（事業調整課長）】 事業調整課長の中村ですけれども、先ほどもお話しさせていただきました、公述人の方から地下水流の調査について6車線のトンネル、4車線のトンネルを一体的に調査すべきだというお話につきましては、それについては、今日、そういうお話をいただきましたので、ネクスコ東日本と検討させていただくというふうに回答させていただきました。

補償につきましては、まだ施工に当たってはまだまだ時間がありますので、今日公述人の方が、どちらのトンネルの沈下によって発生するものかというようなご心配があるということです。今後、ネクスコ東日本とその辺の心配がないように協議、調整していきたいというふうに思っております。

【議長】 少し残っておりますが、どうされますか。続けますか。

【大澤】 これ以上聞いても同じ返事しか来そうもありませんので、残念ながらこれで終わりにします。ありがとうございました。

【議長】 お疲れさまでした。

公述人は降壇の上、控え席にお戻りください。起業者はそのまま席にいらして結構です。